

別表 1 花き花木輸送体制構築事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

補助金名	事業実施主体	対 象 経 費	補助率 (補助上限額)	重要な変更	
				経費配分の 変更	事業内容の 変更
花き花木輸 送体制構築 事業費補助 金	県内で花き花木 の生産を営む農 業者で構成する グループまたは 団体であって、本 要領第 3 条の要 件を満たす者	持続可能な花き花木の輸送効率化にむけて行う共同集荷拠点の整備に要する経費 (1) 共同集荷拠点の新設 ①ストックヤード（簡易ハウス）の整備 ・複数生産者の出荷物を一時的に保管できる簡易なハウスの導入 ・出荷物の適切な保管管理に必要な加温装置、冷房装置、保温資材の導入 ②共通規格台車利用の円滑化にむけたほ場環境の整備 ・共通規格台車の使用・保管場所の舗装化 ・運送業者による集荷場所への雨除け設備（カーポート等）の導入 ③その他共同集荷による輸送の効率化に資するものとして 適当と認められる設備 (2) 既存施設の改良等による共同集荷拠点の追加整備 ①既存施設の改良等による設備の追加導入 ・出荷物の適切な保管管理に必要な加温装置、冷房装置、保温資材の追加導入 ②共通規格台車利用の円滑化にむけたほ場環境の追加整備 ・共通規格台車の使用・保管場所の拡充等によるほ場の追加的な舗装化 ・運送業者による集荷場所への雨除け設備（カーポート等）の追加導入	1 / 2 以内 (生産者 1 名当 り 150 万円以内)	1 事業実施主体 ごとに事業費の 30%を超える減 少 2 補助対象経費 の増加	1 事業実施主体 の変更 2 事業の中止又 は廃止

		※事業費の低減を図るため、複数社による見積り合わせを行うこと（該当する設備・資材が1社のみによる扱いの場合を除く。）。 ※導入する設備・資材は新品であること。 ※既存設備の更新は補助対象外とする。 ※事業費は、10万円以上（税抜）とする。 <u>※予算額を上回る応募があった場合、すべての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付する。</u>			
--	--	---	--	--	--